

新刊

24年診療報酬改定対応の決定版！

歯科保険診療の手引き
《平成24年4月版》

日本社会保険研究会 編

自由工房

歯科保険診療の手引き《平成24年4月版》

日本社会保険研究会 編

●B5判 352頁 ●2色刷 ●定価(本体4000円+税)
ISBN: 978-4-901450-14-0 C3047

歯科保険診療のコツ、 ノウハウがこれ1冊で！

5月9日付までの通知情報等に基づき編集

全国の審査・支払機関・健保組合等で高い評価！

5月25日発刊

- 本書は、歯科保険診療に必要な届出事項から算定のコツまでを盛り込んだ歯科保険医のための実用解説書です。
- 厚労省からの情報と解釈だけではわかりにくい、歯科医師が本当に知りたい「何が算定でき、何が算定できないのか」を、現場の声を基に編集し、先生方のあらゆる疑問に明快にお答えする実用書です。

◎保険請求事務に必要な事項を網羅。そのまま使える書類様式を掲載！

◎実際の診療を踏まえた算定項目の解説！

◎ブリッジ設計早見表、副子固定装置等の算定早見表など一目でわかる資料を充実！

【発行】自由工房 〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-27-5-203 TEL:03(3865)5851 www.jiyukobo.co.jp

注文書	歯科保険診療の手引き 《平成24年4月版》	ご購入部数	冊
送付先 ご住所	〒		
お名前			
お支払	銀行振込 郵便振込	TEL	

お申込み先 FAX 03(3865)5851

目 次

保険診療の理解のために……………	6	睡眠時無呼吸症候群……………	170
歯科診療報酬点数表の通則……………	7	舌接触補助床……………	172
基本診療料……………	8	緊急時の加算……………	173
初診料……………	9	混合歯列(乳歯)について ……	174
再診料……………	21	放射線治療……………	174
病院歯科関係……………	24	歯周治療……………	175
医学管理……………	27	歯周治療の流れ……………	197
診療情報提供料……………	54	麻酔……………	198
在宅医療……………	59	特定薬剤……………	202
介護保険と介護予防サービス…	75	歯冠修復・欠損補綴……………	206
検査……………	84	ブリッジ……………	225
補綴関連検査……………	85	有床義歯……………	237
諸検査(医科)……………	87	歯科矯正……………	251
病理診断……………	89	保険外併用療養費……………	268
画像診断……………	91	保険給付外(自費診療)……………	271
投薬……………	102	レセプト摘要欄等への記載事項抜粋	
注射……………	111	……………	272
リハビリテーション……………	113	特に説明が必要と判断される内容	
処置……………	115	……………	281
歯内療法関連……………	129	診療録(カルテ)の記載要領 ……	283
救急処置……………	133	カルテ記載内容等一覧……………	289
口腔外科関連……………	134	医療機関の事務……………	295
手術一覧表……………	137	保険診療の把握事項……………	309
手術医療機器等加算……………	167	資料……………	316
顎関節症(顎機能不全症) ……	168	索引……………	342
歯軋り……………	170		

基本診療料

- 基本診療料(初診料・再診料・入院料等)には以下のような簡単な診療行為、検査等が含まれる。
 - ①簡単な検査(血圧測定検査、膿瘍診断の穿刺、滲出物・分泌物の内容検査)、スタディモデル
 - ②消炎、鎮痛を目的とする理学療法
 - ③口腔軟組織の処置
 - ④単純な外科後処置
 - ⑤口角びらんの処置
 - ⑥有床義歯の監視
 - ⑦暫間固定の監視
 - ⑧歯科の一般検査(スクリーニングとしての脈拍・アレルギー・呼吸機能・咀嚼検査等)
- 「医科点数表」の次に掲げる処置は、歯科診療報酬点数表で基本診療料に含まれる。
 - ①鼻処置
 - ②口腔・咽頭処置
 - ③喉頭処置
 - ④ネブライザー
 - ⑤熱傷処置
 - ⑥皮膚科軟膏処置
 - ⑦消炎鎮痛等処置
- 同一の保険医療機関(医科・歯科併設の保険医療機関を除く)で、2以上の傷病に罹っている患者が、それぞれの傷病につき同時に初診または再診を行った場合、初診料または再診料は1回限りの算定となる。
- 同一の保険医療機関(医科・歯科併設の保険医療機関を除く)で、2人以上の保険医(2以上の診療科にわたる場合も含む)が初診または再診を行った場合、初診料または再診料は1回限りの算定となる。したがって、歯科診療は、1口腔1初診として取り扱う。
- 歯科診療における診療科は、歯科、小児歯科、矯正歯科および歯科口腔外科を同一とみなす。
- 医科・歯科両者にまたがる場合の取り扱い**
 - ①医科・歯科併設の保険医療機関で、医科診療科に入院中の患者が歯または口腔の疾患のために歯科で初診もしくは再診を受けた場合、または、歯科の傷病で入院中の患者が他の傷病で医科診療科で初診もしくは再診を受けた場合等、医科・歯科両者にまたがる場合は、それぞれの診療科で初診料または再診料を算定することができる。
 - ②同一の傷病または互いに関連のある傷病で、医科と歯科を併せて受診した

場合には、主たる診療科においてのみ初診料または再診料を算定する。

7. 入院患者の場合の取り扱い

- ①入院中は、再診料は算定できない。また、入院中の患者が入院診療科以外の診療科で、入院の原因となった傷病以外で再診を受けた場合も、再診料は算定できない。なお、この場合、再診料以外の検査、治療等の費用の請求は、レセプトの入院用を用いる。
- ②歯科疾患以外の疾病で他科に入院中の患者が、歯科に外来として来ている場合は再診料を算定できる。

初診料

◇歯科初診料 [218] (略称 初診)

1. 疾病の終末に至るまでの基本的な診療料を含め、初診月に請求するもので、主訴はもちろん、他の疾患等、口腔全体を記録する。
2. 患者の傷病について歯科医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定する。
3. 同一の保険医が別の医療機関で同一患者の診療を行った場合は、最初に診療を行った医療機関で初診料を算定する。
4. 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、初診料は併せて1回とし、第1回の初診の時に算定する。
5. 診察の結果、疾患としての兆候が認められない場合、傷病名欄に「〇〇の疑い」、「原因不明の疼痛」等として初診料を算定できる。
6. ①欠損補綴を前提とした抜歯で抜歯後印象採得まで1カ月以上経過した場合や、歯周疾患等慢性疾患の場合など明らかに同一の疾病または負傷であると推定される場合、または②[歯管]または[歯在管]を算定するなど管理計画に基づき継続的に診療を行っている場合、初診料は算定できない。
 なお[歯管]、[歯在管]算定の場合、管理計画に基づく一連の治療終了日から2カ月を超えた場合は、初診料を算定できる(2カ月以内は再診扱い)。
7. 患者が任意に診療を中止し1カ月以上経過した場合は、同一病名または同一症状によるものであっても初診料は算定できる。